

こども誰でも通園制度の 本格実施に向けた検討会（第2回）	資料3
令和7年10月10日（金）	

こどもまんが
こども家庭庁

こども誰でも通園制度の研修について

こども誰でも通園制度研修及び経過措置について

令和7年度の状況

- 保育士以外の者が本制度に従事するためには、本制度への従事前子育て支援員研修の基本研修及び専門研修（一時預かり事業又は地域型保育コース）等を修了していることを条件としている。
- 現在、令和8年度の本格実施に向けて、本制度を利用する全てのこどもたちに、安全・安心な保育と家族以外の人と関わる機会が提供できる環境を整備するため、子育て支援員研修に本制度用の新たな研修コースを創設し、制度の全国的実施に向けた保育人材の育成を図るとともに、従事する全ての職員が本制度の意義や目的を理解し、認識を共有するための研修教材を開発する調査研究を実施中。

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ（令和6年12月26日）（抜粋）

- こども誰でも通園制度の制度化に当たっては、一時預かり事業と同様の人員配置基準とすることが適当である（第2の6）としたが、この場合、保育士以外の従事者がこども誰でも通園制度に従事することもあり得る。
- こども誰でも通園制度の実施に当たっては、「こどもの安全」が確保されることが前提であり、また、通常の保育や一時預かり事業とは異なる専門性が求められる。こうした安全性や専門性を担保するために、令和8年度の本格実施に向けては、こども誰でも通園制度の従事者向けの研修を開発するべきであり、その内容や実施方法について、引き続き、検討する必要がある。

誰通検討会（第1回）におけるご意見

- 研修について、ふだんの忙しさから考えると、ビデオの視聴なども大切。ビデオの視聴だけではなくて、前後にやはりワークブックなどがあって予習できたり、ビデオを視聴した後に上司や主任保育士さんなどとそれに関しての話合いができたとか、上司側もワークブックがあって一緒に深めていくような研修になるといい。また、その地域地域でこども誰でも通園制度をやっているところが情報交換をしたり、地域をつくる、子育ての地域をつくっていくという役割もこの研修にあったらいいのではないかな。

こども誰でも通園制度研修及び経過措置について

対応の方向性（案）

- 従事する全ての職員が本制度の意義や目的を理解できるよう、①「保育士資格を有しない者」を対象とする新たな子育て支援員研修コース（以下「新コース」）と②「施設長・管理者、保育士」を対象とする研修資材を開発する。

【①「保育士資格を有しない者」を対象とする新たな子育て支援員研修コースについて】

- 「保育士資格を有しない者」を対象に、子育て支援員研修に新コースを創設し、制度の全国実施に向けた保育人材の育成を図る。この新コースの内容等については、現在調査研究で検討しているところであり、令和7年度末頃に示す予定。

【②「施設長・管理者、保育士」を対象とする研修資材について】

- 「施設長・管理者、保育士」を対象とする研修資材については、現場の負担感にも配慮した上で、事業所内での一斉視聴による制度意義等の職員間での認識共有や従事者の定期的な振り返り・再学習ができるよう、新コースの内容を活用した動画視聴型の研修教材とし、あわせてリーフレットやマニュアルを作成する。

こども誰でも通園制度研修及び経過措置について

対応の方向性（案）

【保育士以外の者が本制度に従事するための要件について】

- 令和8年度以降については、「保育士資格を有しない者」を対象に、子育て支援員研修に新コースの創設を予定していることを踏まえ、保育士以外の者が本制度に従事するためには、新コースを修了していることを要件としてはどうか。
- なお、新コースの内容等については、令和7年度末頃に示す予定のため、各自治体（主に都道府県）が保育士以外の者を対象とする新コースを開講できるのは、令和8年夏以降が見込まれるところ、本制度の本格実施に向けた保育人材を確保するためには、現行制度（令和7年度時点）で従事を認められている者（＝子育て支援員研修の基本研修及び専門研修（一時預かり事業又は地域型保育コース）等の修了者）が、令和8年度においては、引き続き本制度に従事できるよう経過措置を設けることが必要ではないか。
- ただし、経過措置の対象者については、新コースの受講は必須ではないものの、本制度の意義や目的の理解をより深めて従事することが望ましいことから、令和8年度中に「施設長・管理者や保育士向け研修動画」を視聴することを要件として求めることとしてはどうか。

その上で、これらの者については、こども誰でも通園制度に実際に従事した経験を有しており、制度理解も深まっていることが考えられることを踏まえると、令和9年度以降も引き続きこども誰でも通園制度への従事を可能としてはどうか。

こども誰でも通園制度研修及び経過措置について

【参考】自治体等の研修実施スケジュールと修了者の事業従事開始時期の見通し

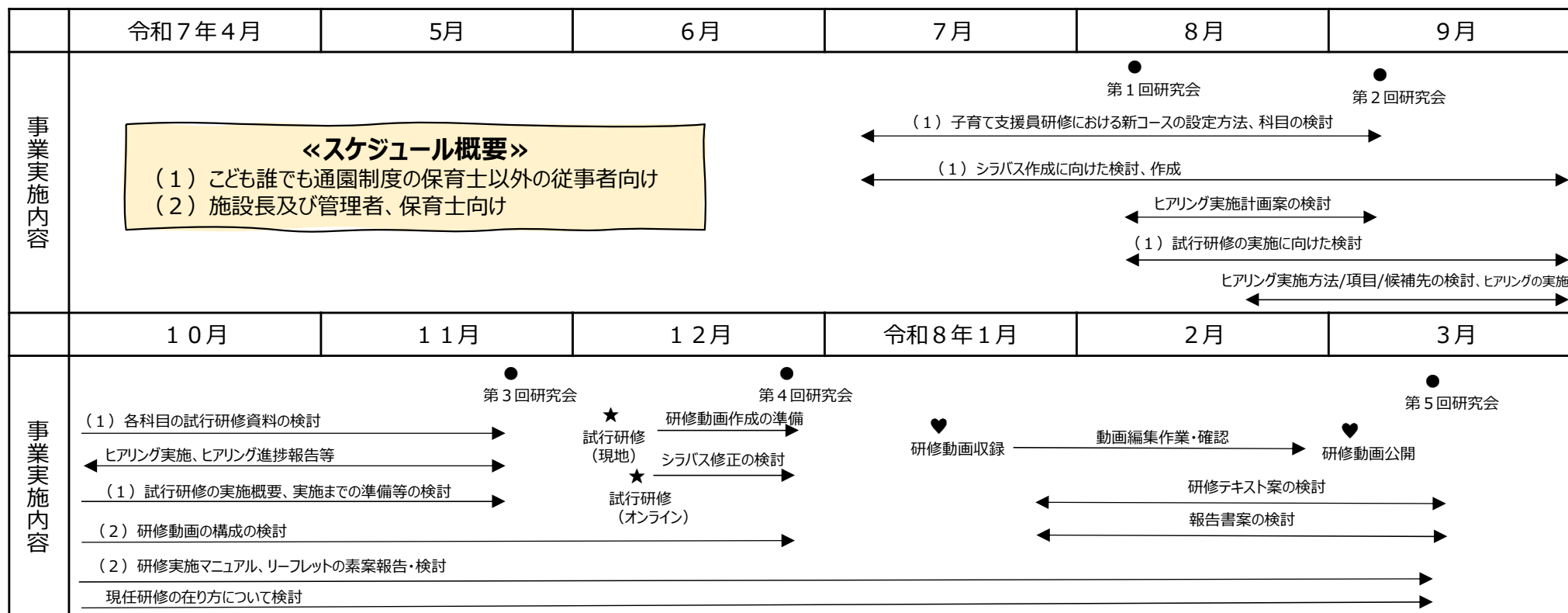
【参考】自治体等の研修実施スケジュールと修了者の事業従事開始時期の共通性

	令和7年度			令和8年度				令和9年度	
	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q
こども家庭庁									
研修の開発等	調査研究事業								
研修内容公開 (シラバス・動画等)				こども家庭庁HPでの公開 自治体への通知					
自治体 (※主に都道府県)									
実施準備 (予算措置・契約等)		R8実施の準備			R9実施の準備				
研修実施期間 従事開始時期					研修実施期間 (各自治体、夏以降順次開始)			修了者 従事開始	
施設長・保育士等の 研修（各施設内）				随時実施 (こども誰でも通園制度専用の研修動画の視聴等)					

こども誰でも通園制度研修及び経過措置について

【参考】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の従事者への研修に関する調査研究

委員氏名 ※五十音順、敬称略	現職
尾木 まり ※委員長	有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域研究所 所長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長/認定NPO法人びーのびーの理事長
菊地 加奈子	社会保険労務士法人ワーク・イノベーション代表
倉石 哲也	武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授
高辻 千恵	大妻女子大学家政学部准教授
堀 科	東京家政大学児童学部教授



こども誰でも通園制度研修及び経過措置について

基本研修	8科目 8時間	①子ども・子育て家庭 現状(60分)	②子ども家庭福祉 (60分)	③子どもの発達 (60分)	④保育の原理 (60分)
		⑤対人援助の価値と 倫理(60分)	⑥児童虐待と 社会的養護(60分)	⑦子どもの障害 (60分)	⑧総合演習 (60分)

共通	12科目 15～ 15.5 時間	①乳幼児の 生活と遊び (60分)	②乳幼児の 発達と心理 (90分)	③乳幼児の 食事と栄養 (60分)	④小児保健Ⅰ (60分)	⑤小児保健 Ⅱ(60分)	⑥心肺蘇生 法(120分)
		⑦地域保育 の環境整備 (60分)	⑧安全の確 保とリスクマ ネジメント (60分)	⑨保育者の 職業倫理と 配慮事項 (90分)	⑩特別に配慮 を要する子ど もへの対応 (0～2歳児) (90分)	⑪グループ 討議(90 分)	⑫実施自治 体の制度に ついて (任意)(60 ～90分)

全コース必須

一時預かり 事業	6科目 6～6.5時間 +2日以上	①一時預かり事業 の概要(60分)	②一時預かり事業の 保育内容(120分)	③一時預かり事業の 運営(60分)
		④一時預かり事業における 保護者への対応(90分)	⑤見学実習オリエンテー ション(30～60分)	⑥見学実習 2日以上

既存コース
(経過措置対象)

地域型保育	6科目 6～6.5時間 +2日以上	①地域型保育の概要 (60分)	②地域型保育の 保育内容(120分)	③地域型保育の 運営(60分)
		④地域型保育における 保護者への対応(90分)	⑤見学実習オリエンテー ション(30～60分)	⑥見学実習 2日以上

こども誰でも通園制度	●科目 ●時間 +●日以上	こども誰でも通園制度コースの設定			
		■検討事項■ ・科目の設定方法 ・各科目の内容 ・時間数 ・講義形態(講義・演習・実習等) ・「①保育士以外の従事者」以外にも、「②施設長及び管理者」「③保育士」にも受講してもらいたい部分をチャプターで区切り抜粋できるようにする / 等			

本制度用として創設

別途、上記研修で作成した研修内容や研修動画を活用し、施設長及び管理者、保育士向けの研修教材(動画・マニュアル・リーフレット等)を作成予定